

令和 3 年

奥州市教育委員会会議録

第 1 回定例会 1 月 25 日招集

奥州市教育委員会

1 開会、閉会等に関する事項

開催日時 開会 令和3年1月25日（月）午後3時00分

閉会 令和3年1月25日（月）午後4時32分

開催場所 江刺総合支所4階特別会議室

2 出席委員の氏名

1 番 田面木 茂 樹 委員（教育長）

2 番 吉 田 政 委員（教育長職務代理者）

3 番 高 橋 キ エ 委員

4 番 及 川 憲太郎 委員

5 番 藤 田 登茂子 委員

3 説明のため出席した職員の職及び氏名

千葉昌教育部長、及川協一教育総務課長、佐藤利康学校教育課長、鈴木常義歴史遺産課長、岩渕清彦協働まちづくり部生涯学習スポーツ課長、阿部叔子学校教育課長補佐

事務職員出席者：菊池長教育総務課長補佐

4 本日の会議に付した事件（議事日程第1号）

第1 会期の決定

第2 教育長報告（1）生徒指導について

第3 議案第1号 奥州市就学援助規則の一部改正について

第4 議案第2号 議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の申出に係る臨時代理処理に関し承認を求めることについて

第5 議案第3号 令和2年度奥州市教育委員会児童生徒表彰被表彰者について

第6 協議事項 令和3年度教育行政方針（案）について

5 会議の概要

開会、会議成立宣言、本日の会議日程について「議事日程第1号」により進めることを宣言、秘密会とする議決（教育長報告「生徒指導について」「議案第3号」）、秘密会とした教育長報告「生徒指導について」は、学校ごと又は児童生徒の個々の状況に関わらない部分のみ、「議案第3号」については審議の結果のみを公表することの議決、議案の審議

第1 会期の決定について

本日1日と決定。

第2 教育長報告

1 生徒指導について

※ 説明要旨及び質疑等の内容は非公開。

以上で教育長報告を終わる。

第3 議案第1号 奥州市就学援助規則の一部改正について

及川教育総務課長が議案を朗読、千葉教育部長が提案理由を説明し、補足説明を佐藤学校教育課長が行った。

【提案理由】

- ・ 議案第1号につきましては、準要保護の認定において、恒久的にどの時点の生活保護基準を用いるかを明確にし、基準の改正により世帯の総収入が同一でも不認定となる保護者を最小限に留めるため、生活保護基準額に掛ける係数を見直し、本件規則の一部改正をしようとするもの。

【補足説明】

- ・ 佐藤学校教育課長が別紙について説明
- ・ 阿部学校教育課長補佐が説明

【質疑等】

吉田委員：準要保護と要保護はどのような差があるのか。

阿部学校教育課長補佐：要保護は生活保護世帯になる。生活保護世帯については医療費とか一部の分だけで学用品費等は支給してません。生活保護費から出ているということになる。要保護から、生活保護から外れ、それでも収入が少ないという場合は準要保護に変更となる。

田面木教育長：今までは120%で、奥州市と八幡平市だけ充足率が低かったのを130%にするというもの。

吉田委員：今コロナで仕事がないなど、人数に変動はないのか。

阿部学校教育課長補佐：申請は増えてきている。前年の所得、例えばコロナで収入がないという場合は、前3か月の収入の状況を確認できるものを出してもらい、無職になったという場合はそれで認定になるというものもある。増えているかという途中の申請が今年度は多いという状況。

高橋委員：県内は130%ということだが、県内に合わせたということか。

阿部学校教育課長補佐：そうだ。基準根拠が平成25年時より今の生活保護の基準がより厳しくなっているということもあるので、盛岡市、花巻市等はそのまま、平成30年度の資料でちょっと古いですが、平成25年度を使って130であれば奥州市は他の市町村よりゆるい基準になる。

高橋委員：ほかの市町村の基準年度はこのままなのか。奥州市では前年度の12月31日を基準にするとあったが、県内では奥州市だけか。

阿部学校教育課長補佐：北上市は30年度から何年間か続けるという基準で動いている。県からきた資料で30年度しかきていない。北上市は確認したが、それ以外はまだ確認していない。全国では同じように前の年のとか、最新を使っているという市町村はあるということ。

高橋委員：救うという意味では前年を基準にした方が救えるということか。

阿部学校教育課長補佐：最低生活費が下がってきているので、生活保護の基準が下がってきているので、去年までは12万最低生活費だったのが今年は10万で暮らせるでしょう、と厳しくなっているというのはある。平成25年度より令和2年度の方が抑えられているようだ。

高橋委員：ほかの市町村のように前の基準年度を使った方がその世帯にとってはよりいい。

阿部学校教育課長補佐：要保護と準要保護との関係を考えれば、要保護になる人は最新の基準を使っているの、常に最新ということになる。充足率 130%という割合についても毎年検討は、いっきに 140 に上げるということにはならないが、ある程度のところで検討はしたいと思っている。経過措置として平成 25 年度からずっと同じ基準を使っていた。

討論なし。

採決の結果、原案のとおり承認することに全員異議なし。

原案可決。

第 4 議案第 2 号 議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の申出に係る臨時代理処理に関し承認を求めることについて

及川教育総務課長が議案を朗読、提案理由及び詳細説明を千葉教育部長が行った。

【提案理由】

- ・ 議案第 2 号については、令和 3 年第 1 回 奥州市議会臨時会において、市議会の議決を経るべき事件の議案を作成することについて、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定により、市長から当委員会の意見を求められたが、教育委員会を招集するいとまがなかったことから、「教育長に対する事務委任等に関する規則」の規定に基づき臨時代理処理を行っている。具体的には、資料No. 2 当日配布資料の 7 ページにお示したとおり、市長に対し意見の回答を行った。

ついては、この処理に対し、同規則の規定により当委員会の承認を求めるため、本案を提出するもの。

【詳細説明】

- ・ 資料No. 2 当日配布資料の 10 ページ、議案第 2 号関係「令和 3 年第 1 回 奥州市議会臨時会 付議事件（教育に関する事務）」を御覧いただきたい。令和 3 年第 1 回 奥州市議会臨時会に市長が提案する議案のうち、教育委員会に関するものは、議案が 2 件となっている。
- ・ はじめに、市議会議案第 2 号「財産の取得に関し議決を求めることについて」について、資料は 11 ページとなる。この財産取得は、国の GIGA(ギガ)スクール構想に基づき市内 小中学校に整備する情報端末を充電及び保管するための電源保管庫を、260 台購入しようとするもの。契約の相手方については、奥州市 物品購入等 指名競争入札参加資格者名簿の登録業者を指名し、去る令和 2 年 12 月 25 日に入札を執行したところ、リコージャパン株式会社 販売事業本部 岩手支社 岩手営業部が落札したので、契約金額 2 千 572 万 7 千 97 円で物品売買契約を締結し、財産を取得しようとするものであり、地方自治法 第 96 条第 1 項第 8 号及び奥州市議会の議決に付すべき契約 及び財産の取得 又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるもの。

- ・ 次に、市議会議案第 3 号「令和 2 年度奥州市一般会計補正予算（第 17 号）」について、教育委員会に関する主なものについて概略をご説明申し上げます。資料は 12 ページから 20 ページまで。今回の補正は、G I G A スクール構想における情報端末を充電及び保管するための電源保管庫の入札残額の減額や、新型コロナウイルス感染症により影響を受けている就学援助受給世帯を支援する「就学援助認定者臨時支援給付金」の新規計上、降雪量増加に伴う除雪費用の増額、水沢地域の記念館及び武家住宅資料館のホームページを奥州市 W E B 博物館内に作成する費用の新規計上、江刺生涯学習センターの空調設備修繕工事費の新規計上など、所用の補正を行うもので、資料 16 ページに示しているが、10 款教育費に関しては、歳出を 3 千 3 9 2 万減額し、予算総額を 5 6 億 7, 4 4 2 万 4 千円とするもの。なお、補正を行った事業のうち、主要なものの内容や理由については、資料 20 ページに示しているのでご確認いただきたい。

【質疑等】

吉田委員：保管庫とはどんなものか。

及川教育総務課長：本棚のような形でタブレットを差すような形で入れるもの。差すと自動的に充電が始まる。一斉に充電が始まらないように時間の設定ができ、ずらしながら充電していくという形になる。基本的に AC アダプターがついているので家に持ち帰るような場合は自宅で充電してきてほしいという原則そういうルールにしたい。

吉田委員：学校では保管庫の保管場所が必要か

及川教育総務課長：大きな学校では 1 クラス 1 台。教室内に固定して置くような形を考えている。

高橋委員：充電する時間をずらしてということだが、子どもたち自分たちですか。

及川教育総務課長：クラスごと。1 台の充電保管庫で 44 台とか 32 台とか、22 台とか、人数によって配置計画がある。保管庫一台ずつは 40 台入れば一緒に。個別ではない。

高橋委員：小中学校の学校敷地の除雪費について、具体的には業者に頼んでいるのか、除雪はどのようにしているのか。

及川教育総務課長：分かる範囲内ですが、業者に委託しているところ、除雪機を持って自分たちで用務委員さんがやっているところ、雪かきを手でやっているところもある。今回、12 月は降雪量が多かったのも、手では全然間に合わないということで業者を新たに委託してお願いするということで、お金が掛かっているということになる。

高橋委員：業者さんも今回は集中したのではないか。

及川教育総務課長：除雪してくれるところを探すのが大変だった。

高橋委員：雪によつての被害は学校の建物とかにはなかったのか。

及川教育総務課長：ある。教育委員会関係で約 40 件出てきている。そのうち学校は 20 件くらい。寒かったので給水塔が凍結したり水回り関係が多かった。落雪で屋根がへこんだり。緊急に対応しなければならないところは緊急に対応しているが、雪が溶けないと全貌が見えてこない。たとえば雨樋など今直しても、また

ということもあるので、そういうところは現在調査中。

高橋委員：修繕費がまたふえるということか。

及川教育総務課長：年度末にかかってまた出てくると思う。

及川委員：20 ページの教育振興事業経費のコロナの修学援助者認定事業経費の3,500 万ということだが、小学校 50 名で中学校が 10 名となっているが、この数字の根拠、見込みは。同数でなかったのがわからなかった。

及川教育総務課長：先ほど規則改正した修学援助を行っている人のうち要保護世帯を除いた準保護世帯に給付するということ。現在 585 名が認定なっていて今後の申請見込みとして 50 件。令和 3 年度の 4 月に小学校に入学する人のうち準要保護世帯の見込みが 50 件。来年度中学校に入学する予定の人でこれから申請してくると思われる人が 10 件ということ。あくまでも見込み。予算上は 695 件分を計上している。

討論なし。

採決の結果、原案のとおり承認することに全員異議なし。

原案可決。

- 第 5 議案第 3 号 令和 2 年度奥州市教育委員会児童生徒表彰被表彰者について
※ 説明要旨及び質疑等の内容は非公開。

- 第 6 協議事項 令和 3 年度教育行政方針（案）について

田面木教育長が協議事項を説明し、各担当課長が方針内容を説明。

【要旨】教育行政の具体的施策（『生きる力』を育む学校教育環境の充実：学校教育課・教育総務課、「次代をつむぐ歴史遺産の保存と活用」：歴史遺産課、「みんなで創る生きがいあふれるまちづくり」：生涯学習スポーツ課）について各担当課長が詳細説明。施策内容及び「前文・結び」の文章について各委員からの質問・意見を基に調整を行い、市長が述べる施政方針の内容との整合性を図ったうえで最終的な決定とする。

【質疑等】

吉田委員：直して分かりやすくなったところもあるが、3 ページの上段「教職員が一丸となって組織的かつ計画的に教育活動の充実を図っていく必要があります」とあり、これを受けて、「そのために」という文章がすっきりしない。ここでは、「そのために」を受けて「教職員の働き方改革を推進します」というが一番言いたいことかと思うが、「教育の質をより一層高めるため」のどちらを重視するのか分からない。文章からいうと、「教育の質をより一層高めるため」というのはいらなかなと思う。1 行目に「教育の活動の充実を図っていく必要があります」と同じことかと思うし、もしこれをこだわるのであれば、「教育の充実を図

って教育の質を一層高めます」というように使うか。でなければ取ってしまう。これを生かすと「教職員の健康・安全を守る職場環境づくりを進め」というのはわかるが、「児童生徒と向き合う時間を確保しろ」というのは、今確保していない、または不十分だという意味となり、どうすれば確保できるかというのを書いてない。向き合うだけで確保すれば教育の質を高めるのかということになってしまう。「教育の質をより一層高める」というのは、もう少し文章を膨らますと、「教職員の働き方改革を推進します」、ということが一番の中心文というか目的の文にすればいいのではないか。

これらを生かすとすれば、「そのために、教職員の健康・安全を守る職場環境づくりを進めるとともに、児童・生徒と向き合う時間を確保するなど」ではどうか。つまり、向き合えないから結局働き方改革というのは、先生たち忙しいということで向き合えるようにしたいのだけど、具体策が書いてないので、どのように確保するのかわからないので、「向き合う時間を確保するなど」、とすれば、少しは改革しているのかなとわかると思う。「教職員の働き方改革を推進していきます」とか、その方がすっきりすると思った。

佐藤課長：ご指摘いただいたとおり 1 行目に教育活動の充実という文言が入っているので、3 行目に重ねて質をより一層高めるためというところは重なる部分なのでカットし、3 行目の部分は児童・生徒と向き合う時間を確保するなど、と変えて、働き方改革へとつなぎたいと考える。

田面木教育長：今の部分を直すということで進めたい。

及川委員：心の教育の充実の部分、4 ページ目の 15 行目の「Q－Uテスト」のところだが、令和 2 年度は「Q－Uテスト」という表記は無く、諸調査の結果の部分を具体的に「Q－Uテスト」ということで触れたようだが、今年は「Q－Uテスト」と表記されている。

田面木教育長：「Q－Uテスト」は学級集団の状態を把握することだが、これだけだと一般の議員さんから「これなんだ」と質問がくるということなので、答えを準備していく。説明をどんどん入れると膨れてしまうので、カットしたところもある。生活をするための調査と入れてもいいかと思ったが学校の教育用語だから、このとおりにする。

藤田委員：「Q－Uテスト」の分析結果と書いてあるが、どこに依頼するか決まっているかと思うが、実施の時期とか年度変わってすぐではないだろうが、計画的にあるのか。

6 ページの 10 行目のオンラインによる授業交流とあるが、中学生対象だろうが、水沢地区であるのかどこ地区であるのか。一校だけなのか、それとも巡回してほぼ何回かに分けて各地区の中学校でできるのか、どういうふうな計画になっているのか疑問だった。

佐藤課長：Q－Uテストの実施時期については、各学校で適時に考えるということになる。業者についてはどこになるか現段階ではわからない。問題になるのは結果が返ってきたときにどう読み解くのかということ。担任が結果の見方が十分に習熟していないと宝の持ち腐れになることもあるので、Q－Uテストの結果の見方について研修を持つということについて確認したいと思う。

オンラインによる授業交流は、5 年度からになるが、できることであれば全て

の中学校で開催したいと思っている。相手先の負担もあるので十分配慮しながらできるだけ多くと考えている。実際に海外派遣は選ばれた生徒だけになるが、オンラインであればクラス全員が参加できる。場合によっては、学年でということもできる。機会を多く持つということを考えている。

田面木教育長：オンライについてはテストケースで、A L Tが授業交流だけでなくいろいろ考えられるのでやっていく中でということになる。タブレットを活用していく。

高橋委員：風流踊のユネスコ登録を目指しているということで、次の世代に継承してほしいと思っている。登録になれば大きな励みになると思う。ユネスコ登録のスケジュールはどうか。

鈴木歴史遺産課長：申請については随時進めているので、いつ申請ということにはならない。最速で令和4年度に登録になるのではないかな。来年度に審査を受けるのが最短ということ。申請はその前に行う。コロナの関係で審査会議が開かれていないので、一年遅れるということは聞いている。北上市と4団体で保存会を作っていて、交互にということで31年度は胆沢で発表会をしたが、北上市ではコロナの影響でそういう活動は行わないということで今年は発表の場を得られなかった。

※ 本日提案された意見を基に事務局において再度調整を行こととし、調整は田面木教育長に委任することについて、委員全員が同意した。

※ 令和3年度教育行政方針については、2月12日招集予定の令和3年第1回市議会定例会において発言することを報告した。

閉会